

かわしん I C ・磁気ストライプ併用カード規定（法人用）

1.（I Cカードの利用）

- (1) 普通預金（無利息型普通預金（決済用預金）を含みます。以下「預金」といいます。）口座に発行したかわしん I Cキャッシュカード（以下「I Cカード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。
- (2) 次の場合に当該預金口座について、磁気ストライプ機能および I Cチップ機能を利用することができます。
 - ①磁気ストライプ機能を利用することができる場合
 - a.当金庫、しんきんキャッシュサービス加盟の信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）およびゆうちょ銀行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預入をする場合。
 - b.当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻をする場合。
 - c.当金庫および提携金庫の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替による払戻、振込みを依頼する場合。
 - d.当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行の預金機または支払機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合。
 - ② I Cチップ機能を利用することができる場合
 - a.当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行の I Cチップ機能付き現金自動預金機（ I Cチップ機能付き現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預入をする場合。
 - b.当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行の I Cチップ機能付き現金自動支払機（ I Cチップ機能付き現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻をする場合。
 - c.当金庫、提携金庫の I Cチップ機能付き自動振込機（振込を行うことができる I Cチップ機能付き現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替による払戻、振込みを依頼する場合。
 - d.当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行の I Cチップ機能付き預金機または I Cチップ機能付き支払機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合。

2.（預金機による預金の預入）

- (1) 預金機を使用して預金に預入をする場合には、預金機の画面表示等を操作手順に従って、預金機に I Cカード（または I Cカードと通帳）を挿入し、現金を投入願います。
- (2) 預金機による預入は、預金機により当金庫、提携金庫またはゆうちょ銀行の機器により紙幣、硬貨の入金ができます。また、1回あたりの預入は、当金庫、提携金庫またはゆうちょ銀行の所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座について初めて I Cカードの申込みがあった場合には、「現金自動預金機専用通帳」の発行の申込みがあったものとして預金自動預金機専用通帳を発行しますので、預入の際の「お取引明細表」を綴り込み保管願います。

3.（支払機による預金の払戻）

- (1) 支払機を使用して預金の払戻をする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機に I Cカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。
- (2) 支払機による払出しは、支払機の機種により当金庫、提携金庫またはゆうちょ銀行所定の金額単位とし、1回あたりの払出しは、当金庫、提携金庫またはゆうちょ銀行の所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻をする場合に、払戻請求金額と第6条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻のできる金額を超えるときは、その払戻は応じられません。

4.（カードによる窓口で預入および払戻）

- (1) 「預金機」の故障により I Cカードにより窓口で預入をする場合は、当金庫所定の入金票に I Cカードの口座番号、口座名義名、金額を記入の上、I Cカードと共に提出願います。
- (2) 「支払機」の故障により、I Cカードにより窓口で払戻をする場合は、当金庫所定の払戻請求書に I Cカードの口座番号、口座名義名、金額を記入の上、I Cカードを提出し、所定の手続を実施願います。
- (3) I Cカードにより窓口で預入または払戻をする場合の1回あたりの限度額は当金庫所定の金額とします。なお、1日あたりの払戻は当金庫所定の金額の範囲内とします。

5.（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を預金口座から振替による払戻、振込みの依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機に I Cカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻については、通帳および払戻請求書の提出の必要はありません。

6.（自動機利用手数料等）

- (1) 預金機または振込機を使用して預金に預入する場合には、当金庫および提携金庫所定の預金機・振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻をする場合には、当金庫および提携金庫の所定の支払機・振込機の利用に関する手数料をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は預金の預入および払戻時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入・払戻をして預金口座から自動的に引き落とします。また、提携金庫の自動機利用手数料は、当金庫から提携金庫に支払います。
- (4) 振込手数料は振込資金の口座から払戻時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻をした預金口座から自動的に引き落とします。

7.（預金機、支払機、振込機故障時等の取扱い）

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱ができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店または提携金庫の窓口で I Cカードにより預金の預入をすることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱ができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店または提携金庫の窓口で I Cカードにより預金の払戻をすることができます。
- (3) 前記第1項、第2項による預入および払戻をする場合には、I Cカードを提出し、所定の入金票または払戻請求書に I Cカードの口座番号、口座名義名、金額を記入し、当金庫、提携金庫の所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に所在地、電話番号等の記入を求めることがあります。

- (4) 停電、故障等により振込機による取扱ができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込みの依頼をすることができます。
- (5) 当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行の支払機等が停電、故障等の場合は取扱を一時停止することがあります。
8. (ICカードによる預入・払戻金額等の通帳記入)
- ICカードによる預入金額・払戻金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫または提携信用金庫の預金機、支払機、振込機で使用された場合または当金庫本支店の窓口にて提出された場合に行います。また、窓口でICカードにより取り扱った場合にも同様とします。なお、預入または払戻しての金額とは別に、自動機利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。
9. (カード紛失、届け出事項の変更等)
- (1) ICカードを紛失した場合には、直ちに代表者から書面にて取引店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻の停止措置を講じます。この届出の前に生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項(1)の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、速やかに書面によって取引店に届出てください。
- (3) 法人名、代表者、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) ICカードを紛失した場合のICカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合は、相当の期間を置き、また保証人を求めることがあります。
- (5) ICカードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。
10. (暗証番号の照会等)
- (1) ICカードは他人に使用されないように保管願います。また、暗証番号は他人に知られないよう管理願います。
- (2) 当金庫が、ICカードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたICカードを当金庫が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の払戻をした上は、ICカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行は責任を負いません。但し、この払戻しが偽造ICカードによるものであり、ICカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由が無かったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、この限りではありません。
- (3) 当金庫または提携金庫の窓口においてICカードを確認し、払戻手続に使用された暗証番号との届出の暗証番号の一致を確認したうえで取扱った場合にも前項と同様とします。
11. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)
- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いかねます。なお、提携金庫またはゆうちょ銀行の預金機・支払機・振込機を使用した場合の提携金庫またはゆうちょ銀行の責任についても同様とします。
- (2) ICカードによる窓口での預金の預入または払戻をする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いかねます。なお、提携金庫の窓口で預金の預入または払戻をした場合の提携金庫の責任についても同様とします。
12. (解約等)
- (1) 預金口座を解約する場合またはICカードの利用を取りやめる場合には、そのICカードを取引店に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合がございます。
- (2) ICカードの改ざん、不正利用など当金庫がICカードの利用を不適切と認めた場合には、その利用をお断りする事があります。この場合、当金庫からの請求があり次第直ちにICカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の第13条に定める規定に違反した場合にはICカードの利用を停止いたします。
- (4) ICカードが偽造により不正に使用されたと当金庫が判断した場合には利用を停止いたします。
13. (譲渡、質入等の禁止)
- カードは譲渡、質入または貸与することはできません。
14. (規定の適用)
- この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定および振込規定により取扱います。
15. (規定の変更)
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める摘要開始日から適用されるものとします。

以上

令和6年3月現在